

総 税 企 第 4 7 号
平成 2 6 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 議 会 議 長

総 務 大 臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 4 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 1 3 2 号）及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 6 年総務省令第 3 4 号）は平成 2 6 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

I 総括的事項

平成26年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、及び税制抜本改革を着実に実施するため、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げを行うこととした（なお、これらの改正に合わせて、法人住民税法人税割の税率引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税を国税として創設し、その税込額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とすることとした。）。
- (2) 車体課税について、自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引上げ等を行うこととした。
- (3) 耐震改修が行われた既存建築物について、固定資産税の減額措置を講ずることとした。
- (4) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を、平成26年度においても継続することとした。
- (5) 非居住者及び外国法人に対する国税の課税原則が総合主義から帰属主義へと見直されることに伴い、地方税において所要の措置を講ずることとした。

II 地方税法の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得者の特定支出の控除の特例について、一律に、前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした（法32①）。
- (2) 所得税の最高税率の引上げに伴い、都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は100分の45とすることとした（法37の2②、附則5の6①）。
- (3) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の道府県民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした（法附則3の2の4①）。
- (4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長すること

- とした（法附則４①）。
- (5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を２年延長することとした（法附則４の２①）。
 - (6) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を３年延長することとした（法附則６①）。
 - (7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成２９年３月３１日まで延長することとした（法附則第３３の３④）。
 - (8) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を３年延長することとした（法附則３４の２①②）。
 - (9) 東日本大震災により住宅、家財等に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復支出についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から３年以内に行うことができなかつた所得割の納税義務者が、当該事情のやんだ日の翌日から３年以内に行うその支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出は災害関連支出とみなして、雑損控除及び雑損失の繰越控除を適用することができることとした（法附則４２③）。
 - (10) 東日本大震災により事業用資産に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復費用についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から３年以内に行うその支出をすることができなかつた所得割の納税義務者が、当該事情のやんだ日の翌日から３年以内に行うその支出をしたときは、当該支出をした金額は災害に関連するやむを得ない支出の金額とみなして、被災事業用資産の損失の繰越控除を適用することができることとした（法附則第４４④）。
 - (11) 譲渡損失その他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産を加えることとした（令７の１３の２）。
 - (12) 雑損控除の対象となる資産の損失の金額について、その資産が家屋等の使用又は期間の経過により減価するものである場合には、当該損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして譲渡所得の金額の計算をしたときにその資産の取得費とされる金額に相当する金額を基礎として計算することができることとした（令７の１３の４）。
 - (13) 生命保険料控除の対象となる生命共済契約等の範囲に、中小企業等協同組合法第９条の９第１項第３号に掲げる事業を行う協同組合連合会を加えることとした（令７の１５の１０）。
 - (14) 地震保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済に係る契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済に係る契約を加えることとした（令７の１５の１４）。
 - (15) 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる金額の範囲に、合併により被合併法人の新投資口予約権に代えて交付を受ける金銭の額を加えることとした（令附則１８④）。
 - (16) 東日本大震災に係る雑損控除額の特例について、対象となる資産の原状回復のための支出から除外される当該資産の損失金額相当部分の計算の基礎となる損失の金額を定めることとした（令附則２４⑥）。
 - (17) 法人税割の課税標準である法人税額について、国家戦略特別区域において機械等を取

得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした（法２３）。

- (18) マンション敷地売却組合について収益事業課税とする等所要の措置を講ずることとした（法２４）。
- (19) 法人税割の税率について、以下の措置を講ずることとした（法５１）。
- ア 標準税率については、１００分の３．２（改正前１００分の５）とすること。
- イ 標準税率を超える税率で課する場合においても、１００分の４．２（改正前１００分の６）を超えることができないこととすること。
- (20) 地方法人税の創設に伴い、外国税額控除の適用対象に、地方法人税を加える等所要の措置を講ずることとした（法５３）。
- (21) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成２８年３月３１日まで延長することとした（法附則８⑤⑥）。
- (22) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成３０年３月３１日まで延長することとした（法附則８⑨⑩）。
- (23) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則８⑪⑫）。
- (24) 非居住者及び外国法人に対する課税原則について、次のとおり見直すこととした。
- ア 個人の外国税額控除について、外国の所得税等の額のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を、個人の所得割額から控除すること（法３７の３）。
- イ 恒久的施設を有する外国法人の法人税割について、恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算すること（法２３）。
- ウ 恒久的施設を有する外国法人に係る繰戻還付金の繰越控除について、控除対象還付法人税額を恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算すること（法５３）。
- エ 外国法人が納付する控除対象外国法人税の額について、控除限度額の範囲内で恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額を課税標準として課する法人税割額から、法人税の控除限度額を超える額を控除すること（法５３）。
- (25) (19)に伴い、中間申告の取扱いについて所要の措置を講ずることとした（改正令附則２）。

２ 事業税

- (1) マンション敷地売却組合の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした（法７２の５）。
- (2) 医療法人等が行う難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく一定の指定特定医療及び児童福祉法の規定に基づく一定の指定小児慢性特定疾病医療支援について、

所得割の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずることとした（法72の23）。

(3) 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした。

ア 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則9①）。

イ 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則9②）。

ウ 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則9③）。

エ 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則9④）。

オ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則9⑤）。

カ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則9⑥）。

キ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則9⑦）。

ク 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則9⑧）。

ケ 株式会社地域活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること（法附則9⑨）。

(4) 外国法人に対する課税原則について、次のとおり見直すこととした。

ア 恒久的施設を有する外国法人の付加価値割の課税標準である付加価値額のうち単年度損益は、恒久的施設に帰属する所得の金額又は欠損金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額又は欠損金額の合算額とすること（法72の18）。

イ 恒久的施設を有する外国法人の所得割の課税標準である所得は、恒久的施設に帰属する所得の金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額の合算額とすること（法72の23）。

3 不動産取得税

(1) 社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法73の4①、令36の7の2）。

- (2) 学校法人、社会福祉法人等が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法73の4①、令36の8の2）。
- (3) 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する不動産等を追加することとした（令36の10②、則7の3の3①）。
- (4) 全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき国土交通大臣から指名された建設主体が一定の新幹線鉄道の鉄道施設の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法73の4①、令37の9の11）。
- (5) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした（法73の27の2）。
- (6) 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加することとした（法73の27の6①）。
- (7) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション及びその敷地について、当該取得が平成28年3月31日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則10⑤）。
- (8) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること（法附則10の2①）。
- イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること（法附則10の2②）。
- ウ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること（法附則11②）。
- エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること（法附則11⑩）。
- オ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長すること（法附則51の2①）。
- (9) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。
- ア 独立行政法人日本万国博覧会記念機構がその業務の用に供する不動産に係る非課税措置（旧法73の4①、旧令37の9の2、旧則7の6）

イ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法において準用する土地区画整理法の規定による清算金により取得された代替不動産に係る課税標準の特例措置（旧法73の14⑧、旧令39、39の2②）

ウ 日本環境安全事業株式会社がPCB廃棄物処理事業等の用に供する不動産に係る非課税措置（旧法附則10④、旧令附則6の16④）

エ 特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が当該特例民法法人から取得する残余財産に係る非課税措置（旧法附則41⑬、旧令附則23⑦⑧）

4 自動車取得税

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置について、その適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2①）。
- (2) 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の3（改正前100分の5）とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を100分の2（改正前100分の3）とすることとした（法附則12の2の3①）。
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を100分の20とすることとした（法附則12の2の3②）。
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を100分の40とすることとした（法附則12の2の3③）。
- (5) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置について、その適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした（法附則52①②③）。

5 自動車税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした（法附則12の3、則附則5の2）。

ア 環境負荷の小さい自動車

平成26年度及び平成27年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- ① 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び平成21年排出ガス保安基準に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）について、税率の概ね100分の75を軽減すること。

- ② エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（①の適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成27年度以後に限る。）に税率の概ね100分の15（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

- ① ガソリン自動車又はLPG自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- ② 軽油自動車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- (2) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について、それぞれ次に定める年度分の自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則54①②③）。

ア 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分

イ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分及び平成27年度分

ウ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

6 鉱区税

鉱業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉱区税の納税義務者である鉱業権者の範囲に含めることとした（法178）。

7 地方消費税

地方消費税に係る徴収取扱費について、所要の経過措置を講じた上、次の見直しを行うこととした。

- (1) 貨物割に係る徴収取扱費は、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）に100分の0.50を乗じて算定する（令35の17①）。
- (2) 譲渡割に係る徴収取扱費は、徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）に100分の0.45を乗じて算定する（令附則6の11①）。

第2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得者の特定支出の控除の特例について、一律に、前年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした（法313⑩）。
- (2) 所得税の最高税率の引上げに伴い、都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除について、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は100分の45とすることとした（法314の7②、附則5の6②）。
- (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4①）。
- (4) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4の2①）。
- (5) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとした（法附則6④）。
- (6) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成29年3月31日まで延長することとした（法附則33の3⑧）。
- (7) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとした（法附則34の2④⑤）。
- (8) 東日本大震災により住宅、家財等に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復支出についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年以内に行うことができなかつた所得割の納税義務者が、当該事情のやんだ日の翌日から3年以内に行うその支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出は災害関連支出とみなして、雑損控除及び雑損失の繰越控除を適用することができることとした（法附則42⑥）。
- (9) 東日本大震災により事業用資産に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復費用についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年以内に行うその支出をする事ができなかつた所得割の納税義務者が、当該事情のやんだ日の翌日から3年以内に行うその支出をしたときは、当該支出をした金額は災害に関連するやむを得ない支出の金額とみなして、被災事業用資産の損失の繰越控除を適用することができることとした（法附則44⑧）。
- (10) 東日本大震災に係る雑損控除額の特例について、対象となる資産の原状回復のための支出から除外される当該資産の損失金額相当部分の計算の基礎となる損失の金額を定めることとした（令附則24⑫）。
- (11) 法人税割の課税標準である法人税額について、国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした（法292）。
- (12) マンション敷地売却組合について収益事業課税とする等所要の措置を講ずることとし

た。(法294)。

- (13) 法人税割の税率について、以下の措置を講ずることとした(法314の4)。
- ア 標準税率については、100分の9.7(改正前100分の12.3)とすること。
 - イ 標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の12.1(改正前100分の14.7)を超えることができないこととすること。
- (14) 地方法人税の創設に伴い、外国税額控除の適用対象に、地方法人税を加える等所要の措置を講ずることとした(法321の8)。
- (15) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした(法附則8⑤⑥)。
- (16) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした(法附則8⑨⑩)。
- (17) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした(法附則8⑪⑫)。
- (18) 非居住者及び外国法人に対する課税原則について、次のとおり見直すこととした。
- ア 個人の外国税額控除について、外国の所得税等の額のうち居住者期間に係る所得税の控除限度額及び非居住者期間に係る所得税の控除限度額の合計額を超える額を、個人の所得割額から控除すること(法314の8)。
 - イ 恒久的施設を有する外国法人の法人税割について、恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算すること(法292)。
 - ウ 恒久的施設を有する外国法人に係る繰戻還付金の繰越控除について、控除対象還付法人税額を恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算すること(法321の8)。
 - エ 外国法人が納付する控除対象外国法人税の額について、控除限度額の範囲内で恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額を課税標準として課する法人税割額から、法人税の控除限度額を超える額を控除すること(法321の8)。
- (19) (13)に伴い、中間申告の取扱いについて所要の措置を講ずることとした(改正令附則5)。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした(法348②XのII、令49の11の2)。
- (2) 学校法人、社会福祉法人等が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした(法348②XのIV、令49の12の2)。

- (3) 社会福祉法人等が社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業を追加することとした（令49の15②X、則10の7の3⑫⑮）。
- (4) 上記(1)から(3)までの改正は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行することとし、同日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用することとした。
- (5) 放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の4分の3とする特例措置を講ずることとした（法15⑳、則附則6㉙）。
- (6) 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための一定の設備について、固定資産税の課税標準を取得後5年度間はその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては3分の2）を乗じて得た額とする特例措置を講ずることとした（法附則15㉚、則附則6㉛）。
- (7) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもののうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては4分の3）を乗じて得た額とする特例措置を講ずることとした（法附則15㉜、則附則6㉝）。
- (8) 国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に内閣府令で定める事業（医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものに限る。以下「特定研究開発事業」という。）の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備について、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の2分の1とする特例措置を講ずることとした（法附則15㉞、令附則11㉟、則附則6㊱～㊳）。
- (9) 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成28年3月31日までの間に新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の5分の4とする特例措置を講ずることとした（法附則15㊴、令附則11㊵、則附則6㊶）。
- (10) 耐震改修が行われた既存建築物について、次のとおり固定資産税の減額措置を講ずることとした（法附則15の10、令附則11㊷㊸、則附則7㊹～㊻）。

- ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、改修工事が完了した年の翌年度分から2年度間は、当該家屋に係る固定資産税額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額の100分の5に相当する額を超える場合にあっては、当該100分の5に相当する額）の2分の1に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額することとした。
- イ 減額対象家屋の納税義務者は、市町村の条例の定めるところにより、耐震改修完了後3月以内に市町村に申告するものとした。
- (11) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋について、固定資産税及び都市計画税を免除する措置等について、評価替えが行われる平成27年度に一般の措置に移行することとし、それまでの暫定的な措置として、以下の措置を講ずることとした。
- ア 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成26年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成26年度課税土地等及び平成26年度2分の1減額課税土地等を除く。）について、平成26年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずること（法附則55⑦⑨）。
- イ 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成26年度に係る賦課期日において所在する家屋で、その使用状況、社会資本の復旧の状況等を総合的に勘案し、固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ2分の1に相当する額を減額することが適当と認めるものについて、平成26年度分の固定資産税額及び都市計画税額からそれぞれ2分の1に相当する額を減額するものとする特例措置を講ずること（法附則55⑧⑨）。
- (12) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（下水道除害施設に係るものを除く。）について、その対象資産の取得期限を平成28年3月31日まで延長した上、次に掲げる特例措置についてはそれぞれ次のとおり見直しを行うこととした（法附則15②、則附則6⑩）。
- ア 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設については課税標準をその価格に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては3分の1）を乗じて得た額（改正前3分の1）とすること。
- イ 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設及び土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設については課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては2分の1）を乗じて得た額（改正前2分の1）とすること。
- (13) 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特に地方的な航空運送の用に供する航空機に係る課税標準を次のとおり（改正前新たに固定資産税が課され

ることとなった年度から5年度間はその価格の5分の2)とした上、その対象資産を平成27年度までに新たに固定資産税が課されるものとする事とした(法附則15③、則附則6⑱⑲)。

ア 特に地方的な航空運送の用に供する航空機のうち一定の小型の航空機に係る課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の4分の1とすること。

イ 特に地方的な航空運送の用に供するもの(アに掲げるものを除く。)に係る課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度分はその価格の8分の3、その後4年度間はその価格の5分の2とすること。

(14) 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、東南海・南海地震防災対策に係る特定の地域に代えて南海トラフ地震対策に係る特定の地域を対象地域に追加した上、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長することとした(法附則15⑥)。

(15) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期間を平成26年4月1日から平成27年9月30日までの間(一定のものについては平成26年4月1日から平成28年9月30日までの間)とした上、課税標準をその価格の2分の1(改正前5分の3)とすることとした(法附則15⑳、則附則6㉔)。

(16) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

ア 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成28年3月31日まで延長することとした(法附則15㉑)。

イ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成28年3月31日まで延長することとした(法附則15㉒)。

ウ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成28年3月31日まで延長することとした(法附則15㉓)。

エ 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成28年3月31日まで延長することとした(法附則15㉔)。

オ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の認定発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成28年3月31日まで延長することとした(法附則15㉕)。

- カ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成28年3月31日まで延長することとした（法附則15の6）。
- キ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成28年3月31日まで延長することとした（法附則15の7①②）。
- ク 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる家屋の取得期限を平成28年3月31日まで延長することとした（法附則56の2①）。
- (17) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の6分の5（改正前5分の4）とした上、その適用期限を平成27年度まで延長することとした。（法附則15⑰）
- (18) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。
- ア 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が独立行政法人日本万国博覧会記念機構法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（旧法348②xviii、旧令51の3）
- イ 独立行政法人森林総合研究所が旧独立行政法人緑資源機構法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（旧法附則14③、旧令附則10の3⑤、旧則附則6⑳～㉔）
- ウ 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑧、旧令附則11⑩、旧則㉒～㉔）
- エ 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑳、旧令附則11㉒）
- オ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉗、旧令附則11㉙㉚、旧則附則6⑳㉛㉜）
- カ 一般社団法人又は一般財団法人に移行した旧民法第三四条法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものに係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（旧法附則41⑪⑫、旧令附則23③～⑥）
- (19) 固定資産課税台帳の閲覧制度について、閲覧を求めることができる者に預金保険法に基づく特定管理を命ずる処分があった場合における預金保険機構を加えることとした（則12の4Ⅳ）。
- (20) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 軽自動車税

- (1) 標準税率を次のとおり改めることとした（法444①）。
-

区 分	税 率 (年 額)				
	改 正 後	改 正 前			
ア 原動機 付自転車	① 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(④に掲げるものを除く。)	2,000円	1,000円		
	② 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの	2,000円	1,200円		
	③ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400円	1,600円		
	④ 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700円	2,500円		
イ 軽自動 車及び小 型特殊自 動車	① 二輪のもの(側車付のものを含む。)	3,600円	2,400円		
	② 三輪のもの	3,900円	3,100円		
	③ 四輪以上のもの	乗用のもの	営 業 用	6,900円	5,500円
			自 家 用	10,800円	7,200円
		貨物用のもの	営 業 用	3,800円	3,000円
自 家 用			5,000円	4,000円	
ウ 二輪の小型自動車	6,000円	4,000円			

(2) 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車を除く。)について、標準税率の概ね100分の20を重課する特例措置を講ずることとした(法附則30①、則附則8の3の4)。

(3) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された軽自動車等について、それぞれ次の年度分の軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとした(法附則57①～⑨)。

ア 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分

イ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分及び平成27年度分

ウ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

4 事業所税

(1) マンション敷地売却組合について、収益事業課税とする特例措置を講ずることとした(法701の34②)。

- (2) 児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法701の34③XのII）。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法701の34③XのIV）。
- (4) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人が行う事業については平成28年3月31日までに終了する事業年度分まで、個人が行う事業については平成28年分まで延長することとした（法附則33⑤）。
- (5) 社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に係る事業所税を非課税とする特例措置について、対象に病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する施設を加えることとした（令56の26の5）。
- (6) 上記(2)、(3)及び(5)の改正は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとし、同日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同日の属する年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用することとした。

5 国民健康保険税

- (1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円（改正前14万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円（改正前12万円）に改めることとした（令56の88の2②③）。
- (2) 国民健康保険税の減額の基準について、5割（4割・3割）減額の対象となる所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を45万円（改正前35万円）に改めることとした（令56の89①②II）。

第3 その他

- 1 地方独立行政法人を非課税とする措置を講ずることとした（法25、73の3、115、146、179、296、348、443、701の34、702の2、704）。
- 2 税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税義務者等の同意がある一定の場合に該当するときは、当該納税義務者等への通知は、当該税務代理人に対してすれば足りることとする事とした（法72の49の6、72の63の2、144の38の2、396の2、則6の6、7の2の3、8の53の2、15の6の2）。

III 航空機燃料譲与税法の改正に関する事項

- 1 航空機燃料譲与税の譲与割合を13分の2から9分の2に引き上げる特例措置の適用期限を平成28年度まで延長することとした（航空機燃料譲与税法附則②）。
- 2 航空機燃料譲与税の譲与基準について、以下の措置を講ずることとした。
 - (1) 航空機燃料譲与税は、2分の1（改正前3分の1）の額を着陸料の収入額で、他の2分の1（改正前3分の2）の額を騒音地区内の世帯数で按分すること（航空機燃料譲与

税法2②、2の2②)。

- (2) 騒音世帯数割の算定に用いる航空機騒音に係る評価指標をW E C P N L (通称W値)からL d e nに変更すること(航空機燃料譲与税法施行規則2)。
- (3) 空港管理団体に係る着陸料割の割増補正率を10倍(改正前5倍)とすること(航空機燃料譲与税法施行規則別表第1、別表第4)。
- (4) 次のとおり激変緩和措置を講ずること(改正法附則18②③、改正則附則8①②)。

年度	譲与割合	騒音世帯数
平成26年度	着陸料割 18分の7 騒音世帯数割 18分の11	平成23年度から平成25年度までの間における補正世帯数の平均の3分の2に相当する数と平成26年度における補正世帯数の3分の1に相当する数とを合算した数
平成27年度	着陸料割 9分の4 騒音世帯数割 9分の5	平成23年度から平成25年度までの間における補正世帯数の平均の3分の1に相当する数と平成27年度における補正世帯数の3分の2に相当する数とを合算した数
平成28年度以降	着陸料割 2分の1 騒音世帯数割 2分の1	当該年度における補正世帯数

- (5) その他所要の措置を講ずること。

IV 地方法人特別税等に関する暫定措置法の改正に関する事項

- 1 地方法人特別税及び法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずることとした。

- (1) 地方法人特別税について、税率を次のとおりとすること(暫定措置法9)。
- ア 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人の基準法人所得割額に対する税率 100分の67.4(改正前100分の148)
- イ 所得割額によって法人の事業税を課される法人(アに掲げる法人を除く。)の基準法人所得割額に対する税率 100分の43.2(改正前100分の81)
- ウ 収入割額によって法人の事業税を課税される法人の基準法人収入割額に対する税率 100分の43.2(改正前100分の81)
- (2) (1)に伴い、法人の事業税について、標準税率を次のとおりとすること(暫定措置法2)。

- ア 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)一億円超の普通法人の所得割の標準税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.2 (改正前100分の1.5)
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.2 (改正前100分の2.2)
所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.3

	(改正前100分の2.9)
--	---------------

イ 資本金一億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4 (改正前100分の2.7)
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1 (改正前100分の4)
所得のうち年800万円を超える金額	100分の6.7 (改正前100分の5.3)

ウ 特別法人の所得割の標準税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4 (改正前100分の2.7)
所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.6 (改正前100分の3.6)
特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5 (改正前100分の4.3)

エ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

収入金額	100分の0.9 (改正前100分の0.7)
------	---------------------------

- 2 1に伴い、地方法人特別税及び法人の事業税に係る中間申告の取扱い等について所要の措置を講ずることとした(改正法附則5、19)。

V 特記事項

- 1 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にとっては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。
 公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消されていることも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。
- 2 本年度改正において、Ⅱの第2の2の(6)、(7)及び(12)の特例措置について「地域決定型地方税制特例措置(通称：わがまち特例)」(以下「わがまち特例」という。)を導入することとなったので、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。
 - (1) わがまち特例の対象が区域内に存在する市町村にとっては、当該対象に係る固定資産税を賦課徴収するために、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。
 - (2) 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するというわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定することが望ましいこと。

- 3 小型特殊自動車の標準税率については、Ⅱの第2の3の(1)の表イにおいて示しているが、法444③により、農耕作業用のもの、その他のもの等に区分して軽自動車とは別に税率を定めている市町村にあっては、改正後の軽自動車税の税率と均衡を失しないようそれぞれの区分に応じて適切な見直しを行う必要があること。
- 4 本年度改正においては、国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しに関する地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正は、別途行う予定であること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「暫定措置法」：地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）

「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）による改正前の地方税法施行規則

「改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）

「改正令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）

「改正則」：地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第34号）